

給与規程

社会福祉法人ともえ会

第1章 総則

第1条 就業規則により、職員の給与等は本規程の定めるところによる。

第2条 職員の給与は、俸給及び手当とする。

第3条 給与の算定期間は、毎月1日から末日までとする。

(1) 俸給については、所定労働時間の全部又は一部を勤務しなかった場合は、第4条に定めるとおりとする。ただし、管理監督者は、労働時間に関する規定が適用されないため通常の俸給を支給する。

(2) 俸給が時間で定められた職員の当該算定期間の合計勤務時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

(3) 第12条第1項第1号から第7号、第16号及び第17号の手当については、俸給を支給する場合に限り、全額を支給する。

2 第12条第1項第2号から第7号、第16号及び第17号の手当の支給基準日は、毎月1日とする。ただし、月の中途において採用された職員については、採用日を支給基準日とする。

3 給与算定期間中に施設間異動した場合の俸給及び第12条第1項第1号から第7号、第16号及び第17号の手当については、各施設に所属していた暦日数により按分する。

第4条 前条第1項第1号の勤務しなかった期間の俸給の支給については、次のとおり定める。

(1) 年次有給休暇及び特別有給休暇は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の俸給を支給する。

(2) 労災休暇、傷病休暇、産前産後休業、育児時間等、欠勤、育児休業、介護休業、子の看護休暇及び介護休暇は支給しない。ただし、労災休暇の場合は、労働者災害補償保険による休業補償給付、傷病休暇の場合は健康保険による傷病手当金、産前産後休業の場合は、健康保険による出産手当金、育児休業の場合は、雇用保険による育児休業給付金、介護休業の場合は、雇用保険による介護休業給付金を受けることができる。

(3) 前号の労働者災害補償保険による休業補償給付と所定労働時間労働した場合に支払われる通常の俸給との差額は、就業規則の規定により休業補償として支給する。

(4) 第2号の規定にかかわらず、管理監督者は、労働時間に関する規定が適用されないため通常の俸給を支給する。

2 前項第2号の支給しない俸給の1日当たりの額は、俸給月額をその月の所定労働日数で除した金額とする。また、1時間当たりの額は、1日当たりの額を1日の所定労働時間で除した金額とする。なお、1日当たりの俸給の算出又は1時間当たりの俸給の算出において1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

3 第1項の場合において勤務しなかった時間の計算は、当該算定期間の末日において合計し、1時間未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

4 月の中途において採用された職員の俸給は、採用日からの日割計算による。

第5条 給与は、毎月10日に支給する。ただし、当日が金融機関の休日に当たる場合は、その前日とする。

第6条 前条の規定にかかわらず、次の場合には支給日前に支給することができる。

- (1) 死亡した場合
- (2) 退職した場合
- (3) 解雇された場合
- (4) やむを得ない事情により、施設長が必要と認めた場合。

第7条 給与は、職員の指定する金融機関にその全額を振り込むものとする。ただし、控除につき法令に別段の定めがあるもの及び職員の過半数を代表する者と書面により協定したものは、これを控除する。

第2章 俸給

第8条 職員には、所定の勤務の報酬として俸給を支給する。

2 職員の俸給は、等級を設定したものとする。

3 俸給表の種類は、次のとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| (1) 正職員俸給表 | 別表1-1、別表1-2 |
| (2) 嘱託職員俸給表 | 別表2-1、別表2-2 |
| (3) 非常勤職員・臨時職員・日雇職員俸給表(一) | 別表3-1、別表3-2 |
| (4) 非常勤職員・臨時職員・日雇職員俸給表(二) | 別表4-1、別表4-2 |

4 第2項乃至第3項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、各俸給表の範囲を超え支給することがある。また、時間額もしくは日額を適用する職員に対して俸給月額により支給することがある。

第9条 新たに職員となった場合又は昇任した場合の俸給は、次の職員初任給基準表、別表10の就学年数調整表、別表11の経験年数換算表及び別表12の標準職務表を基に、それぞれの能力、技量、経験、学歴、年齢、その職務の内容及び他の職員との均衡などを考慮して、理事長が決定する。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 正職員初任給基準表(一) | 別表5 |
| (2) 正職員初任給基準表(二) | 別表6 |
| (3) 嘱託職員初任給基準表 | 別表7 |
| (4) 非常勤職員・臨時職員・日雇職員初任給基準表(一) | 別表8 |
| (5) 非常勤職員・臨時職員・日雇職員初任給基準表(二) | 別表9 |

第3章 給与改定及び特別昇給

(給与改定)

第10条 地域の給与水準などを職員給与に反映させるため、財源の状況により、給与改定を行うものとする。

2 給与改定は、理事長が必要と認めたときに行う。

(特別昇給)

第11条 職員が次の各号の一に該当する場合は、特別昇給を行う。

(1) 業務成績の向上、能率増進、発明考案などにより、職務上特に功績があった場合

(2) 職員が他の同等の者に比較して著しい俸給差がある場合

(3) その他、特別な事由がある場合

2 特別昇給は、理事長が必要と認めたときに行う。

第4章 手当

(手当の種類)

第12条 手当の種類は、次のとおりとする。

(1) 管理職手当

(2) 職務手当

(3) 扶養手当

(4) 通勤手当

(5) 住居手当

(6) 作業服手当

(7) 親睦会手当

(8) 夜勤手当

(9) 宿直手当

(10) 待機手当

(11) 超過勤務手当

(12) 深夜業務手当

(13) 休日勤務手当

(14) 期末手当

(15) 勤勉手当

(16) 処遇改善手当

(17) 特定処遇改善手当

(18) 特殊勤務手当

(管理職手当)

第13条 管理職手当は、次のとおり支給する。

(1) 施設長 月額 50,000円

(2) 次長 月額 40,000円

(3) 部長、所長 月額 30,000円

(4) 課長 月額 20,000円

(5) 課長補佐 月額 10,000円

(職務手当)

第14条 職務手当は、次のとおり支給する。

- | | | |
|-------------|----|--------|
| (1) 防火管理者 | 月額 | 5,000円 |
| (2) 安全運転管理者 | 月額 | 4,000円 |
| (3) 危険物取扱者 | 月額 | 3,000円 |
| (4) 衛生管理者 | 月額 | 3,000円 |
- (扶養手当)

第15条 扶養手当は、次の各号の一に該当する場合に支給する。

- (1) 社会福祉法人ともえ会を事業主とする健康保険被保険者である職員で、次のいずれかの扶養親族を有する者
 - ア 健康保険被扶養者
 - イ 後期高齢者医療制度の被保険者で、健康保険被扶養者60歳以上の認定基準に準ずる者
- (2) 後期高齢者医療制度の被保険者であり健康保険被保険者の認定基準に準ずる職員で、次のいずれかの扶養親族を有する者
 - ア 国民健康保険の被保険者で、健康保険被扶養者の認定基準に準ずる者
 - イ 後期高齢者医療制度の被保険者で、健康保険被扶養者60歳以上の認定基準に準ずる者

2 扶養手当の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|-------|---|
| (1) 配偶者 | 月額 | 12,000円 |
| (2) 子 | 1人当たり | 月額 6,000円 (ただし、配偶者のない職員に対しては、上記の子のうち1人は、9,000円とする。) |
| (3) その他の者 | 1人当たり | 月額 3,000円 |

3 新たに職員となった者で扶養手当を受けようとする職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、所定の様式による扶養届を提出しなければならない。また、扶養手当を受けている職員の扶養親族に変更が生じた場合についても同様とする。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次のとおり支給する。

(1) 片道2km以上の交通機関を利用し、その運賃を負担する職員に対し、交通機関が発行する定期券1か月の額を支給する。また、自宅から最寄りの駅までなどの区間の距離が片道2km以上の職員に対しては、次号ウ以後の該当する区分により加算支給する。

(2) 前号以外の方法により通勤する職員に対しては、次の区分により支給する。

- | | | | |
|---|-----------------|----|--------|
| ア | 1 km未満 | 月額 | 3,000円 |
| イ | 1 km以上 ~ 2 km未満 | 月額 | 4,000円 |
| ウ | 2 km以上 ~ 6 km未満 | 月額 | 5,000円 |
| エ | 6 km以上 ~ 10km未満 | 月額 | 6,000円 |
| オ | 10km以上 ~ 14km未満 | 月額 | 7,000円 |
| カ | 14km以上 ~ 18km未満 | 月額 | 8,000円 |
| キ | 18km以上 ~ 22km未満 | 月額 | 9,000円 |

ク	22km以上	～	26km未満	月額	10,000円
ケ	26km以上	～	30km未満	月額	11,000円
コ	30km以上	～	34km未満	月額	12,000円
サ	34km以上	～	38km未満	月額	13,000円
シ	38km以上	～		月額	14,000円

2 新たに職員となった者で通勤手当を受けようとする職員は、直ちに所定の様式による通勤届を提出しなければならない。また、通勤方法を変更し、又は通勤のために負担する運賃の額に変更が生じた場合についても同様とする。

3 非常勤職員、臨時職員及び日雇職員の通勤手当は、実情を考慮し、その都度施設長が定める。

4 その他、実情に応じて施設長が定める額を支給する。

(住居手当)

第17条 住居手当は、社会福祉法人ともえ会を事業主とする健康保険被保険者である職員のうち、自ら居住する住宅を所有する職員、又は自ら居住する住宅（貸間を含む。）を借り受け、その家賃（使用料を含む。）を支払っている職員に対し、次のとおり支給する。

(1) 家賃月額が11,000円以内の場合は、家賃の全額。

(2) 家賃月額が11,000円を超え、19,000円未満の場合は、11,000円に、11,000円を超える額の2分の1の額を加算した額。なお、この算出において100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(3) 家賃月額が19,000円以上の場合は、最高限度額を15,000円とする。

(4) 自らの所有する住宅に居住する世帯主である職員

住宅の延べ床面積1平方メートル当たり月額100円とする。ただし、その額が5,000円を超える場合は、最高限度額を5,000円とする。なお、この算出において100円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人ともえ会の職員宿舎に居住する職員に対しては、住居手当は支給しない。

3 新たに住居手当の支給を受けようとする職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、直ちに所定の様式による住居届を提出しなければならない。また、住居手当を受けている職員の住居、又は家賃の額に変更が生じた場合についても同様とする。

(作業服手当)

第18条 作業服手当は、作業服を定めていない職員に対し、月額2,000円を支給する。

(親睦会手当)

第19条 親睦会手当は、施設の職員親睦会に加入する職員に対し、月額1,700円を支給する。

(夜勤手当)

第20条 夜勤手当は、夜間勤務をした職員に対し、1勤務当たり3,500円を支給する。

ただし、子鹿医療療育センターにおいて夜間勤務をした看護部長、看護課長、看護課長補佐、看護師又は准看護師に対しては、1勤務当たり8,500円を支給する。

(宿直手当)

第21条 宿直手当は、宿直をした職員に対し、次のとおり支給する。

(1) 医師 1回当たり 25,000円

(2) その他の者 1回当たり 4,500円

2 前項にかかわらず、施設毎に宿直を予定している同種の職員（以下、「宿直予定者」という。）に対して支払われる給料の一人1日平均額の3分の1の額が前項の手当額を上回る場合は、次の算出により得た額を支給するものとする。なお、この算出において100円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。

1回当たりの宿直手当額＝各宿直予定者の1日当たりの給料額の合計÷宿直予定者数÷3

3 前項の1日当たりの給料額の算出は、次のとおりとする。なお、この算出において1円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。

(俸給月額＋管理職手当月額＋職務手当月額＋作業服手当月額＋親睦会手当月額＋夜勤手当月額＋待機手当月額＋処遇改善手当月額＋特定処遇改善手当月額＋特殊勤務手当月額)÷(年間所定労働日数÷12か月)

(待機手当)

第22条 待機手当は、こじか荘において、オンコール体制で待機した看護課長、看護師又は准看護師に対し、1回当たり1,000円を支給する。

(超過勤務手当)

第23条 超過勤務手当は、職員が命令により所定労働時間を超えて勤務した場合、その勤務した全時間に対し、1時間当たりの給料額に次の各号の時間数に応じた率を乗じて得た額を支給する。なお、1時間当たりの給料額に所定の率を乗じたときに、1円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。

(1) 超過勤務が60時間以下の場合 100分の125

(2) 超過勤務が60時間を超える場合 100分の150

2 前項にかかわらず、1日の所定労働時間が8時間未満の非常勤職員及び日雇職員の場合は、次の算式により得た額を支給する。なお、1時間当たりの給料額に所定の率を乗じたときに、1円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。

(1) 1日の労働時間が8時間以内の場合

超過勤務時間数×100分の100

(2) 1日の労働時間が8時間を超える場合

8時間を超える超過勤務時間数(60時間以下)×100分の125

(3) 前号の超過勤務の合計時間数が60時間を超える場合

60時間を超える超過勤務時間数×100分の150

3 第1項及び第2項の1時間当たりの給料額の算出は、次のとおりとする。なお、この算出において1円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。

(1) 俸給が月により定められた職員の場合

1時間当たりの給料額＝(俸給月額＋管理職手当月額＋職務手当月額＋作業服手当月額＋親睦会手当月額＋夜勤手当月額＋宿直手当月額＋待機手当月額＋処遇改善手当月額＋特定処遇改善手当月額＋特殊

勤務手当月額) ÷ (年間所定労働日数 × 1日当たりの所定労働時間 ÷ 12か月)

(2) 俸給が日により定められた職員の場合

1時間当たりの給料額 = [俸給日額 + {(管理職手当月額 + 職務手当月額 + 作業服手当月額 + 親睦会手当月額 + 夜勤手当月額 + 宿直手当月額 + 待機手当月額 + 処遇改善手当月額 + 特定処遇改善手当月額 + 特殊勤務手当月額) ÷ 当該職員の月間所定労働日数}] ÷ 当該職員の1日当たりの所定労働時間

(3) 俸給が時間により定められた職員の場合

1時間当たりの給料額 = 俸給時間額 + [(管理職手当月額 + 職務手当月額 + 作業服手当月額 + 親睦会手当月額 + 夜勤手当月額 + 宿直手当月額 + 待機手当月額 + 処遇改善手当月額 + 特定処遇改善手当月額 + 特殊勤務手当月額) ÷ 当該職員の月間所定労働日数] ÷ 当該職員の1日当たりの所定労働時間]

4 前項の外、職員が命令により夜間勤務において所定労働時間の16時間を超えて勤務した場合は、その超えて勤務した全時間に対し、1時間当たりの夜勤手当額に次の各号の時間数に応じた率を乗じて得た額を支給する。なお、1時間当たりの夜勤手当額に所定の率を乗じたときに、1円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。

(1) 夜間勤務の超過勤務が60時間以下の場合 100分の125

(2) 夜間勤務の超過勤務が60時間を超える場合 100分の150

5 前項の1時間当たりの夜間勤務手当額の算出は、次のとおりとする。なお、この算出において1円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。

1時間当たりの夜勤手当額 = 1夜勤当たりの手当額 (8,500円又は3,500円) ÷ 1夜勤当たりの所定労働時間

6 第1項、第2項又は第4項の場合において所定労働時間を超えて勤務した時間の計算は、当該算定期間の末日において、それぞれ合計し、1時間未満はそれぞれ切り上げるものとする。

7 超過勤務手当は、管理監督者には支給しない。

(深夜業務手当)

第24条 深夜業務手当は、午後10時から午前5時までの間において勤務した場合、その勤務した全時間に対し、1時間当たりの給料額に100分の25を乗じて得た額を支給する。なお、1時間当たりの給料額に100分の25を乗じたときに、1円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。

2 第1項の1時間当たりの給料額の算出は、前条第3項と同様とする。

3 第1項の深夜に勤務した時間の計算は、当該算定期間の末日において、合計し、1時間未満は切り上げるものとする。

(休日勤務手当)

第25条 休日勤務手当は、職員が命令により休日に勤務した場合、その時間又はその日の勤務に対し、1時間又は1日当たりの給料額に100分の135を乗じて得た額を支給する。なお、1時間又は1日当たりの給料額に100分の135を乗じたときに、1円未満の

端数が生じた場合は、切り上げるものとする。

2 前項の外、休日勤務が夜間勤務の時間帯で、午後10時から午前5時迄を含んでいる場合、その勤務した全時間に対し、1時間当たりの夜勤手当額に100分の135を乗じて得た額を支給する。なお、1時間当たりの夜勤手当額に100分の135を乗じたときに、1円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。

3 第1項の1時間当たりの給料額の算出は、第23条第3項と同様とし、第2項の1時間当たりの夜勤手当額の算出は、第23条第5項と同様とする。また、第1項の1日当たりの給料額の算出は、次のとおりとする。

(1) 俸給が月により定められた職員の場合

1日当たりの給料額＝(俸給月額＋管理職手当月額＋職務手当月額＋作業服手当月額＋親睦会手当月額＋夜勤手当月額＋宿直手当月額＋待機手当月額＋処遇改善手当月額＋特定処遇改善手当月額＋特殊勤務手当月額)÷(年間所定労働日数÷12か月)

(2) 俸給が日により定められた職員の場合

1日当たりの給料額＝俸給日額＋{(管理職手当月額＋職務手当月額＋作業服手当月額＋親睦会手当月額＋夜勤手当月額＋宿直手当月額＋待機手当月額＋処遇改善手当月額＋特定処遇改善手当月額＋特殊勤務手当月額)÷当該職員の月間所定労働日数}

(3) 俸給が時間により定められた職員の場合

1日当たりの給料額＝〔俸給時間額＋{(管理職手当月額＋職務手当月額＋作業服手当月額＋親睦会手当月額＋夜勤手当月額＋宿直手当月額＋待機手当月額＋処遇改善手当月額＋特定処遇改善手当月額＋特殊勤務手当月額)÷当該職員の月間所定労働日数÷当該職員の1日当たりの所定労働時間}〕×当該職員の1日当たりの所定労働時間

4 第1項又は第2項の場合において休日に勤務した時間又は日数の計算は、当該算定期間の末日において、それぞれ合計し、1時間未満は切り上げるものとする。

5 休日勤務手当は、管理監督者には支給しない。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月20日、12月15日及び3月20日の年3回、次の各号の一に該当する場合に支給する。ただし、当日が金融機関の休日に当たる場合は、その前日とする。

(1) 6月支給 5月31日に在籍する職員

(2) 12月支給 11月30日に在籍する職員

(3) 3月支給 2月末日に在籍する職員

2 期末手当の算定期間は、次のとおりとする。

(1) 6月支給 3月1日から5月31日

(2) 12月支給 6月1日から11月30日

(3) 3月支給 12月1日から2月末日

3 支給額の算出については、次に定めるとおりとする。

(1) 正職員 別表13

(2) 嘱託職員 別表14

4 前項の規定にかかわらず、理事長は、財源の状況により、又は職員個々の勤務成績及び能力などに応じて、支給率を増減することがある。

5 期末手当は、非常勤職員、臨時職員及び日雇職員に対しては支給しない。

(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、6月20日及び12月15日の年2回、次の各号の一に該当する場合に支給する。ただし、当日が金融機関の休日に当たる場合は、その前日とする。

(1) 6月支給 5月31日に在籍する職員

(2) 12月支給 11月30日に在籍する職員

2 勤勉手当の算定期間は、次のとおりとする。

(1) 6月支給 12月1日から5月31日

(2) 12月支給 6月1日から11月30日

3 支給額の算出については、次に定めるとおりとする。

(1) 正職員 別表15

(2) 嘱託職員 別表16

(3) 非常勤職員 別表17

(4) 臨時職員 別表17

(5) 日雇職員 別表17

4 前項の規定にかかわらず、理事長は、財源の状況により、又は職員個々の勤務成績及び能力などに応じて、支給率を増減することがある。

5 第1項乃至第4項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は個々の雇用契約により勤勉手当を支給しないことがある。また、勤勉手当相当額を俸給に含めて支給することがある。

(処遇改善手当)

第28条 処遇改善手当の支給日及び算定期間は次のとおりとし、算定期間の最終日に在籍する職員に対し支給する。ただし、支給日が金融機関の休日に当たる場合は、その前日に支給する。

支給日 6月20日

算定期間 6月1日から翌年5月31日

2 支給額の算出については、次の各号のとおりとし、非常勤職員、臨時職員及び日雇職員については算定期間により支給率を定める。また、給与を支給されなかった期間が算定期間の全期間に及ぶ正職員及び嘱託職員には、この手当では支給しない。

(1) 正職員及び嘱託職員 別表18

(2) 非常勤職員、臨時職員及び日雇職員 別表19

3 第1項乃至第2項の外、介護職員等ベースアップ等支援加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に基づき、職員の所属事業所及び職名によって区分し、次のとおり支給する。

(1) 正職員及び嘱託職員の処遇改善手当の額は、別表20に定めるとおりとする。

(2) 非常勤職員、臨時職員及び日雇職員の処遇改善手当の額は、別表22に定める方法

により算出する。

- 4 前項の介護職員等ベースアップ等支援加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の精算時において、前項第1号及び第2号の支給総額及び当該加算に基づく臨時昇給による支給総額がこの加算の受給総額に満たない場合は、6月期末手当・勤勉手当支給時に精算支給する。なお、この算出において1円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。
- 5 第1項乃至第4項の外、令和5年度介護職員処遇改善支援補助金、令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金及び看護補助者処遇改善事業補助金に基づき、職員の所属事業所、職名・該当する職務及び資格の要件によって区分し、次のとおり支給する。
 - (1) 正職員及び嘱託職員の処遇改善手当の額は、別表21に定める手当月額とし、第3項に規定する別表20に定める手当月額と合計した額を処遇改善手当として支給する。
 - (2) 非常勤職員、臨時職員及び日雇職員の処遇改善手当の額は、別表22に定める方法により算出する。
- 6 前項の令和5年度介護職員処遇改善支援補助金、令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金及び看護補助者処遇改善事業補助金の精算時において、前項第1号に規定する補助金及び交付金による手当月額及び第2号に規定する補助金及び交付金による手当月額に相当する額の支給合計額がこの補助金及び交付金の受給額に満たない場合は、6月期末手当・勤勉手当支給時に精算支給する。なお、この算出において1円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。
- 7 第5項乃至第6項に係る処遇改善は令和6年5月、精算支給は令和6年6月で終了する。

(特定処遇改善手当)

第29条 特定処遇改善手当は、介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算に基づき、毎月1日時点の職員の所属事業所、職名、該当する職務、経歴年数及び資格の要件によって区分し、次のとおり支給する。

- (1) 正職員及び嘱託職員の特定処遇改善手当の額は、別表23に定めるとおりとする。
- (2) 非常勤職員、臨時職員及び日雇職員の特定処遇改善手当の額は、別表24に定める方法により算出する。

(特殊勤務手当)

第30条 特殊勤務手当は、職員が命令により新型コロナウイルス感性症の感染リスクを負う業務に従事した場合、次のとおり支給する。

- (1) 新型コロナウイルスに感染している利用者やその疑いのある利用者の身体に直接接触する業務や1日の累計が1時間以上にわたり接する業務、その他施設長がこれに準ずると認める業務 1日当たり 4,000円
- (2) 感染者への直接接触がなく短時間で完結する業務や、感染者の使用した物品の消毒等、感染者との接触はないが感染の危険性を伴う業務、その他施設長がこれに準ずると認める業務 1日当たり 2,000円

第5章 変更

(変更)

第31条 この規程を変更する場合は、あらかじめ職員の代表者の意見を聴いて、理事会が決定する。

- 附則 この規程は、昭和50年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、昭和51年11月15日から施行する。
- 附則 この変更規程は、昭和56年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、昭和57年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、昭和59年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、昭和60年3月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、昭和60年6月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、昭和60年9月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、昭和61年10月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、昭和62年10月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、昭和63年1月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、昭和64年1月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成2年2月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成3年2月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成3年7月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成4年1月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成5年2月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成11年10月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 附則 この変更規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成15年3月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成15年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成16年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成17年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成19年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成20年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成21年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成22年3月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成22年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成22年6月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成23年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成23年11月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成24年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成24年6月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成25年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成25年5月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成25年11月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成26年3月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成26年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成26年6月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成27年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成27年6月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成28年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成28年10月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成29年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成29年11月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成30年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成30年7月1日から施行する。
附則 この変更規程は、平成31年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、令和元年6月1日から施行する。
附則 この変更規程は、令和元年10月1日から施行する。
附則 この変更規程は、令和2年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、令和3年11月1日から施行する。
附則 この変更規程は、令和4年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、令和4年10月1日から施行する。
附則 この変更規程は、令和5年4月1日から施行する。
附則 この変更規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 - 1

正職員俸給表

〔単位：円〕

級 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額	7級 俸給月額	8級 俸給月額
1	162,000	212,000	262,000	312,000	362,000	412,000	462,000	512,000
2	163,000	213,000	263,000	313,000	363,000	413,000	463,000	513,000
3	164,000	214,000	264,000	314,000	364,000	414,000	464,000	514,000
4	165,000	215,000	265,000	315,000	365,000	415,000	465,000	515,000
5	166,000	216,000	266,000	316,000	366,000	416,000	466,000	516,000
6	167,000	217,000	267,000	317,000	367,000	417,000	467,000	517,000
7	168,000	218,000	268,000	318,000	368,000	418,000	468,000	518,000
8	169,000	219,000	269,000	319,000	369,000	419,000	469,000	519,000
9	170,000	220,000	270,000	320,000	370,000	420,000	470,000	520,000
10	171,000	221,000	271,000	321,000	371,000	421,000	471,000	521,000
11	172,000	222,000	272,000	322,000	372,000	422,000	472,000	522,000
12	173,000	223,000	273,000	323,000	373,000	423,000	473,000	523,000
13	174,000	224,000	274,000	324,000	374,000	424,000	474,000	524,000
14	175,000	225,000	275,000	325,000	375,000	425,000	475,000	525,000
15	176,000	226,000	276,000	326,000	376,000	426,000	476,000	526,000
16	177,000	227,000	277,000	327,000	377,000	427,000	477,000	527,000
17	178,000	228,000	278,000	328,000	378,000	428,000	478,000	528,000
18	179,000	229,000	279,000	329,000	379,000	429,000	479,000	529,000
19	180,000	230,000	280,000	330,000	380,000	430,000	480,000	530,000
20	181,000	231,000	281,000	331,000	381,000	431,000	481,000	531,000
21	182,000	232,000	282,000	332,000	382,000	432,000	482,000	532,000
22	183,000	233,000	283,000	333,000	383,000	433,000	483,000	533,000
23	184,000	234,000	284,000	334,000	384,000	434,000	484,000	534,000
24	185,000	235,000	285,000	335,000	385,000	435,000	485,000	535,000
25	186,000	236,000	286,000	336,000	386,000	436,000	486,000	536,000
26	187,000	237,000	287,000	337,000	387,000	437,000	487,000	537,000
27	188,000	238,000	288,000	338,000	388,000	438,000	488,000	538,000
28	189,000	239,000	289,000	339,000	389,000	439,000	489,000	539,000
29	190,000	240,000	290,000	340,000	390,000	440,000	490,000	540,000
30	191,000	241,000	291,000	341,000	391,000	441,000	491,000	541,000
31	192,000	242,000	292,000	342,000	392,000	442,000	492,000	542,000
32	193,000	243,000	293,000	343,000	393,000	443,000	493,000	543,000
33	194,000	244,000	294,000	344,000	394,000	444,000	494,000	544,000
34	195,000	245,000	295,000	345,000	395,000	445,000	495,000	545,000
35	196,000	246,000	296,000	346,000	396,000	446,000	496,000	546,000
36	197,000	247,000	297,000	347,000	397,000	447,000	497,000	547,000
37	198,000	248,000	298,000	348,000	398,000	448,000	498,000	548,000
38	199,000	249,000	299,000	349,000	399,000	449,000	499,000	549,000
39	200,000	250,000	300,000	350,000	400,000	450,000	500,000	550,000
40	201,000	251,000	301,000	351,000	401,000	451,000	501,000	551,000
41	202,000	252,000	302,000	352,000	402,000	452,000	502,000	552,000
42	203,000	253,000	303,000	353,000	403,000	453,000	503,000	553,000
43	204,000	254,000	304,000	354,000	404,000	454,000	504,000	554,000
44	205,000	255,000	305,000	355,000	405,000	455,000	505,000	555,000
45	206,000	256,000	306,000	356,000	406,000	456,000	506,000	556,000
46	207,000	257,000	307,000	357,000	407,000	457,000	507,000	557,000
47	208,000	258,000	308,000	358,000	408,000	458,000	508,000	558,000
48	209,000	259,000	309,000	359,000	409,000	459,000	509,000	559,000
49	210,000	260,000	310,000	360,000	410,000	460,000	510,000	560,000
50	211,000	261,000	311,000	361,000	411,000	461,000	511,000	561,000

備考 この表は、正職員に適用する。

正職員俸給表

〔単位：円〕

級 号俸	9級 俸給月額	10級 俸給月額	11級 俸給月額	12級 俸給月額	13級 俸給月額	14級 俸給月額	15級 俸給月額	16級 俸給月額
1	562,000	612,000	662,000	712,000	762,000	812,000	862,000	912,000
2	563,000	613,000	663,000	713,000	763,000	813,000	863,000	913,000
3	564,000	614,000	664,000	714,000	764,000	814,000	864,000	914,000
4	565,000	615,000	665,000	715,000	765,000	815,000	865,000	915,000
5	566,000	616,000	666,000	716,000	766,000	816,000	866,000	916,000
6	567,000	617,000	667,000	717,000	767,000	817,000	867,000	917,000
7	568,000	618,000	668,000	718,000	768,000	818,000	868,000	918,000
8	569,000	619,000	669,000	719,000	769,000	819,000	869,000	919,000
9	570,000	620,000	670,000	720,000	770,000	820,000	870,000	920,000
10	571,000	621,000	671,000	721,000	771,000	821,000	871,000	921,000
11	572,000	622,000	672,000	722,000	772,000	822,000	872,000	922,000
12	573,000	623,000	673,000	723,000	773,000	823,000	873,000	923,000
13	574,000	624,000	674,000	724,000	774,000	824,000	874,000	924,000
14	575,000	625,000	675,000	725,000	775,000	825,000	875,000	925,000
15	576,000	626,000	676,000	726,000	776,000	826,000	876,000	926,000
16	577,000	627,000	677,000	727,000	777,000	827,000	877,000	927,000
17	578,000	628,000	678,000	728,000	778,000	828,000	878,000	928,000
18	579,000	629,000	679,000	729,000	779,000	829,000	879,000	929,000
19	580,000	630,000	680,000	730,000	780,000	830,000	880,000	930,000
20	581,000	631,000	681,000	731,000	781,000	831,000	881,000	931,000
21	582,000	632,000	682,000	732,000	782,000	832,000	882,000	932,000
22	583,000	633,000	683,000	733,000	783,000	833,000	883,000	933,000
23	584,000	634,000	684,000	734,000	784,000	834,000	884,000	934,000
24	585,000	635,000	685,000	735,000	785,000	835,000	885,000	935,000
25	586,000	636,000	686,000	736,000	786,000	836,000	886,000	936,000
26	587,000	637,000	687,000	737,000	787,000	837,000	887,000	937,000
27	588,000	638,000	688,000	738,000	788,000	838,000	888,000	938,000
28	589,000	639,000	689,000	739,000	789,000	839,000	889,000	939,000
29	590,000	640,000	690,000	740,000	790,000	840,000	890,000	940,000
30	591,000	641,000	691,000	741,000	791,000	841,000	891,000	941,000
31	592,000	642,000	692,000	742,000	792,000	842,000	892,000	942,000
32	593,000	643,000	693,000	743,000	793,000	843,000	893,000	943,000
33	594,000	644,000	694,000	744,000	794,000	844,000	894,000	944,000
34	595,000	645,000	695,000	745,000	795,000	845,000	895,000	945,000
35	596,000	646,000	696,000	746,000	796,000	846,000	896,000	946,000
36	597,000	647,000	697,000	747,000	797,000	847,000	897,000	947,000
37	598,000	648,000	698,000	748,000	798,000	848,000	898,000	948,000
38	599,000	649,000	699,000	749,000	799,000	849,000	899,000	949,000
39	600,000	650,000	700,000	750,000	800,000	850,000	900,000	950,000
40	601,000	651,000	701,000	751,000	801,000	851,000	901,000	951,000
41	602,000	652,000	702,000	752,000	802,000	852,000	902,000	952,000
42	603,000	653,000	703,000	753,000	803,000	853,000	903,000	953,000
43	604,000	654,000	704,000	754,000	804,000	854,000	904,000	954,000
44	605,000	655,000	705,000	755,000	805,000	855,000	905,000	955,000
45	606,000	656,000	706,000	756,000	806,000	856,000	906,000	956,000
46	607,000	657,000	707,000	757,000	807,000	857,000	907,000	957,000
47	608,000	658,000	708,000	758,000	808,000	858,000	908,000	958,000
48	609,000	659,000	709,000	759,000	809,000	859,000	909,000	959,000
49	610,000	660,000	710,000	760,000	810,000	860,000	910,000	960,000
50	611,000	661,000	711,000	761,000	811,000	861,000	911,000	961,000

備考 この表は、正職員に適用する。

嘱託職員俸給表

〔単位：円〕

級 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額
1	162,000	212,000	262,000	312,000	362,000	412,000
2	163,000	213,000	263,000	313,000	363,000	413,000
3	164,000	214,000	264,000	314,000	364,000	414,000
4	165,000	215,000	265,000	315,000	365,000	415,000
5	166,000	216,000	266,000	316,000	366,000	416,000
6	167,000	217,000	267,000	317,000	367,000	417,000
7	168,000	218,000	268,000	318,000	368,000	418,000
8	169,000	219,000	269,000	319,000	369,000	419,000
9	170,000	220,000	270,000	320,000	370,000	420,000
10	171,000	221,000	271,000	321,000	371,000	421,000
11	172,000	222,000	272,000	322,000	372,000	422,000
12	173,000	223,000	273,000	323,000	373,000	423,000
13	174,000	224,000	274,000	324,000	374,000	424,000
14	175,000	225,000	275,000	325,000	375,000	425,000
15	176,000	226,000	276,000	326,000	376,000	426,000
16	177,000	227,000	277,000	327,000	377,000	427,000
17	178,000	228,000	278,000	328,000	378,000	428,000
18	179,000	229,000	279,000	329,000	379,000	429,000
19	180,000	230,000	280,000	330,000	380,000	430,000
20	181,000	231,000	281,000	331,000	381,000	431,000
21	182,000	232,000	282,000	332,000	382,000	432,000
22	183,000	233,000	283,000	333,000	383,000	433,000
23	184,000	234,000	284,000	334,000	384,000	434,000
24	185,000	235,000	285,000	335,000	385,000	435,000
25	186,000	236,000	286,000	336,000	386,000	436,000
26	187,000	237,000	287,000	337,000	387,000	437,000
27	188,000	238,000	288,000	338,000	388,000	438,000
28	189,000	239,000	289,000	339,000	389,000	439,000
29	190,000	240,000	290,000	340,000	390,000	440,000
30	191,000	241,000	291,000	341,000	391,000	441,000
31	192,000	242,000	292,000	342,000	392,000	442,000
32	193,000	243,000	293,000	343,000	393,000	443,000
33	194,000	244,000	294,000	344,000	394,000	444,000
34	195,000	245,000	295,000	345,000	395,000	445,000
35	196,000	246,000	296,000	346,000	396,000	446,000
36	197,000	247,000	297,000	347,000	397,000	447,000
37	198,000	248,000	298,000	348,000	398,000	448,000
38	199,000	249,000	299,000	349,000	399,000	449,000
39	200,000	250,000	300,000	350,000	400,000	450,000
40	201,000	251,000	301,000	351,000	401,000	451,000
41	202,000	252,000	302,000	352,000	402,000	452,000
42	203,000	253,000	303,000	353,000	403,000	453,000
43	204,000	254,000	304,000	354,000	404,000	454,000
44	205,000	255,000	305,000	355,000	405,000	455,000
45	206,000	256,000	306,000	356,000	406,000	456,000
46	207,000	257,000	307,000	357,000	407,000	457,000
47	208,000	258,000	308,000	358,000	408,000	458,000
48	209,000	259,000	309,000	359,000	409,000	459,000
49	210,000	260,000	310,000	360,000	410,000	460,000
50	211,000	261,000	311,000	361,000	411,000	461,000

備考 この表は、嘱託職員に適用する。

嘱託職員俸給表

[単位：円]

級 号俸	7級 俸給月額	8級 俸給月額	9級 俸給月額	10級 俸給月額	11級 俸給月額	12級 俸給月額
1	462,000	562,000	662,000	762,000	862,000	962,000
2	464,000	564,000	664,000	764,000	864,000	964,000
3	466,000	566,000	666,000	766,000	866,000	966,000
4	468,000	568,000	668,000	768,000	868,000	968,000
5	470,000	570,000	670,000	770,000	870,000	970,000
6	472,000	572,000	672,000	772,000	872,000	972,000
7	474,000	574,000	674,000	774,000	874,000	974,000
8	476,000	576,000	676,000	776,000	876,000	976,000
9	478,000	578,000	678,000	778,000	878,000	978,000
10	480,000	580,000	680,000	780,000	880,000	980,000
11	482,000	582,000	682,000	782,000	882,000	982,000
12	484,000	584,000	684,000	784,000	884,000	984,000
13	486,000	586,000	686,000	786,000	886,000	986,000
14	488,000	588,000	688,000	788,000	888,000	988,000
15	490,000	590,000	690,000	790,000	890,000	990,000
16	492,000	592,000	692,000	792,000	892,000	992,000
17	494,000	594,000	694,000	794,000	894,000	994,000
18	496,000	596,000	696,000	796,000	896,000	996,000
19	498,000	598,000	698,000	798,000	898,000	998,000
20	500,000	600,000	700,000	800,000	900,000	1,000,000
21	502,000	602,000	702,000	802,000	902,000	1,002,000
22	504,000	604,000	704,000	804,000	904,000	1,004,000
23	506,000	606,000	706,000	806,000	906,000	
24	508,000	608,000	708,000	808,000	908,000	
25	510,000	610,000	710,000	810,000	910,000	
26	512,000	612,000	712,000	812,000	912,000	
27	514,000	614,000	714,000	814,000	914,000	
28	516,000	616,000	716,000	816,000	916,000	
29	518,000	618,000	718,000	818,000	918,000	
30	520,000	620,000	720,000	820,000	920,000	
31	522,000	622,000	722,000	822,000	922,000	
32	524,000	624,000	724,000	824,000	924,000	
33	526,000	626,000	726,000	826,000	926,000	
34	528,000	628,000	728,000	828,000	928,000	
35	530,000	630,000	730,000	830,000	930,000	
36	532,000	632,000	732,000	832,000	932,000	
37	534,000	634,000	734,000	834,000	934,000	
38	536,000	636,000	736,000	836,000	936,000	
39	538,000	638,000	738,000	838,000	938,000	
40	540,000	640,000	740,000	840,000	940,000	
41	542,000	642,000	742,000	842,000	942,000	
42	544,000	644,000	744,000	844,000	944,000	
43	546,000	646,000	746,000	846,000	946,000	
44	548,000	648,000	748,000	848,000	948,000	
45	550,000	650,000	750,000	850,000	950,000	
46	552,000	652,000	752,000	852,000	952,000	
47	554,000	654,000	754,000	854,000	954,000	
48	556,000	656,000	756,000	856,000	956,000	
49	558,000	658,000	758,000	858,000	958,000	
50	560,000	660,000	760,000	860,000	960,000	

備考 この表は、嘱託職員に適用する。

別表3-1

非常勤職員・臨時職員・日雇職員俸給表(一)

[単位:円]

級 号俸	1級 俸給日額	2級 俸給日額	3級 俸給日額	4級 俸給日額	5級 俸給日額	6級 俸給日額
1	7,500	12,500	17,500	22,500	27,500	32,500
2	7,600	12,600	17,600	22,600	27,600	32,600
3	7,700	12,700	17,700	22,700	27,700	32,700
4	7,800	12,800	17,800	22,800	27,800	32,800
5	7,900	12,900	17,900	22,900	27,900	32,900
6	8,000	13,000	18,000	23,000	28,000	33,000
7	8,100	13,100	18,100	23,100	28,100	33,100
8	8,200	13,200	18,200	23,200	28,200	33,200
9	8,300	13,300	18,300	23,300	28,300	33,300
10	8,400	13,400	18,400	23,400	28,400	33,400
11	8,500	13,500	18,500	23,500	28,500	33,500
12	8,600	13,600	18,600	23,600	28,600	33,600
13	8,700	13,700	18,700	23,700	28,700	33,700
14	8,800	13,800	18,800	23,800	28,800	33,800
15	8,900	13,900	18,900	23,900	28,900	33,900
16	9,000	14,000	19,000	24,000	29,000	34,000
17	9,100	14,100	19,100	24,100	29,100	34,100
18	9,200	14,200	19,200	24,200	29,200	34,200
19	9,300	14,300	19,300	24,300	29,300	34,300
20	9,400	14,400	19,400	24,400	29,400	34,400
21	9,500	14,500	19,500	24,500	29,500	34,500
22	9,600	14,600	19,600	24,600	29,600	34,600
23	9,700	14,700	19,700	24,700	29,700	34,700
24	9,800	14,800	19,800	24,800	29,800	34,800
25	9,900	14,900	19,900	24,900	29,900	34,900
26	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	35,000
27	10,100	15,100	20,100	25,100	30,100	35,100
28	10,200	15,200	20,200	25,200	30,200	35,200
29	10,300	15,300	20,300	25,300	30,300	35,300
30	10,400	15,400	20,400	25,400	30,400	35,400
31	10,500	15,500	20,500	25,500	30,500	35,500
32	10,600	15,600	20,600	25,600	30,600	35,600
33	10,700	15,700	20,700	25,700	30,700	35,700
34	10,800	15,800	20,800	25,800	30,800	35,800
35	10,900	15,900	20,900	25,900	30,900	35,900
36	11,000	16,000	21,000	26,000	31,000	36,000
37	11,100	16,100	21,100	26,100	31,100	36,100
38	11,200	16,200	21,200	26,200	31,200	36,200
39	11,300	16,300	21,300	26,300	31,300	36,300
40	11,400	16,400	21,400	26,400	31,400	36,400
41	11,500	16,500	21,500	26,500	31,500	36,500
42	11,600	16,600	21,600	26,600	31,600	36,600
43	11,700	16,700	21,700	26,700	31,700	36,700
44	11,800	16,800	21,800	26,800	31,800	36,800
45	11,900	16,900	21,900	26,900	31,900	36,900
46	12,000	17,000	22,000	27,000	32,000	37,000
47	12,100	17,100	22,100	27,100	32,100	37,100
48	12,200	17,200	22,200	27,200	32,200	37,200
49	12,300	17,300	22,300	27,300	32,300	37,300
50	12,400	17,400	22,400	27,400	32,400	37,400

備考 この表は、俸給が日により定められる非常勤職員、臨時職員及び日雇職員に適用する。

別表3-2

非常勤職員・臨時職員・日雇職員俸給表(一)

[単位:円]

級 号俸	7級 俸給日額	8級 俸給日額	9級 俸給日額	10級 俸給日額	11級 俸給日額	12級 俸給日額
1	37,500	42,500	47,500	52,500	57,500	62,500
2	37,600	42,600	47,600	52,600	57,600	62,600
3	37,700	42,700	47,700	52,700	57,700	62,700
4	37,800	42,800	47,800	52,800	57,800	62,800
5	37,900	42,900	47,900	52,900	57,900	62,900
6	38,000	43,000	48,000	53,000	58,000	63,000
7	38,100	43,100	48,100	53,100	58,100	63,100
8	38,200	43,200	48,200	53,200	58,200	63,200
9	38,300	43,300	48,300	53,300	58,300	63,300
10	38,400	43,400	48,400	53,400	58,400	63,400
11	38,500	43,500	48,500	53,500	58,500	63,500
12	38,600	43,600	48,600	53,600	58,600	63,600
13	38,700	43,700	48,700	53,700	58,700	63,700
14	38,800	43,800	48,800	53,800	58,800	63,800
15	38,900	43,900	48,900	53,900	58,900	63,900
16	39,000	44,000	49,000	54,000	59,000	64,000
17	39,100	44,100	49,100	54,100	59,100	64,100
18	39,200	44,200	49,200	54,200	59,200	64,200
19	39,300	44,300	49,300	54,300	59,300	64,300
20	39,400	44,400	49,400	54,400	59,400	64,400
21	39,500	44,500	49,500	54,500	59,500	64,500
22	39,600	44,600	49,600	54,600	59,600	64,600
23	39,700	44,700	49,700	54,700	59,700	64,700
24	39,800	44,800	49,800	54,800	59,800	64,800
25	39,900	44,900	49,900	54,900	59,900	64,900
26	40,000	45,000	50,000	55,000	60,000	65,000
27	40,100	45,100	50,100	55,100	60,100	65,100
28	40,200	45,200	50,200	55,200	60,200	65,200
29	40,300	45,300	50,300	55,300	60,300	65,300
30	40,400	45,400	50,400	55,400	60,400	65,400
31	40,500	45,500	50,500	55,500	60,500	65,500
32	40,600	45,600	50,600	55,600	60,600	65,600
33	40,700	45,700	50,700	55,700	60,700	65,700
34	40,800	45,800	50,800	55,800	60,800	65,800
35	40,900	45,900	50,900	55,900	60,900	65,900
36	41,000	46,000	51,000	56,000	61,000	66,000
37	41,100	46,100	51,100	56,100	61,100	66,100
38	41,200	46,200	51,200	56,200	61,200	66,200
39	41,300	46,300	51,300	56,300	61,300	66,300
40	41,400	46,400	51,400	56,400	61,400	66,400
41	41,500	46,500	51,500	56,500	61,500	66,500
42	41,600	46,600	51,600	56,600	61,600	66,600
43	41,700	46,700	51,700	56,700	61,700	66,700
44	41,800	46,800	51,800	56,800	61,800	66,800
45	41,900	46,900	51,900	56,900	61,900	66,900
46	42,000	47,000	52,000	57,000	62,000	67,000
47	42,100	47,100	52,100	57,100	62,100	67,100
48	42,200	47,200	52,200	57,200	62,200	67,200
49	42,300	47,300	52,300	57,300	62,300	67,300
50	42,400	47,400	52,400	57,400	62,400	67,400

備考 この表は、俸給が日により定められる非常勤職員、臨時職員及び日雇職員に適用する。

別表 4 - 1

非常勤職員・臨時職員・日雇職員俸給表（二）

[単位：円]

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	俸給時間額	俸給時間額	俸給時間額	俸給時間額	俸給時間額	俸給時間額	俸給時間額	俸給時間額
1	935	1,135	1,335	1,535	1,735	1,935	2,135	2,335
2	940	1,140	1,340	1,540	1,740	1,940	2,140	2,340
3	945	1,145	1,345	1,545	1,745	1,945	2,145	2,345
4	950	1,150	1,350	1,550	1,750	1,950	2,150	2,350
5	955	1,155	1,355	1,555	1,755	1,955	2,155	2,355
6	960	1,160	1,360	1,560	1,760	1,960	2,160	2,360
7	965	1,165	1,365	1,565	1,765	1,965	2,165	2,365
8	970	1,170	1,370	1,570	1,770	1,970	2,170	2,370
9	975	1,175	1,375	1,575	1,775	1,975	2,175	2,375
10	980	1,180	1,380	1,580	1,780	1,980	2,180	2,380
11	985	1,185	1,385	1,585	1,785	1,985	2,185	2,385
12	990	1,190	1,390	1,590	1,790	1,990	2,190	2,390
13	995	1,195	1,395	1,595	1,795	1,995	2,195	2,395
14	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400
15	1,005	1,205	1,405	1,605	1,805	2,005	2,205	2,405
16	1,010	1,210	1,410	1,610	1,810	2,010	2,210	2,410
17	1,015	1,215	1,415	1,615	1,815	2,015	2,215	2,415
18	1,020	1,220	1,420	1,620	1,820	2,020	2,220	2,420
19	1,025	1,225	1,425	1,625	1,825	2,025	2,225	2,425
20	1,030	1,230	1,430	1,630	1,830	2,030	2,230	2,430
21	1,035	1,235	1,435	1,635	1,835	2,035	2,235	2,435
22	1,040	1,240	1,440	1,640	1,840	2,040	2,240	2,440
23	1,045	1,245	1,445	1,645	1,845	2,045	2,245	2,445
24	1,050	1,250	1,450	1,650	1,850	2,050	2,250	2,450
25	1,055	1,255	1,455	1,655	1,855	2,055	2,255	2,455
26	1,060	1,260	1,460	1,660	1,860	2,060	2,260	2,460
27	1,065	1,265	1,465	1,665	1,865	2,065	2,265	2,465
28	1,070	1,270	1,470	1,670	1,870	2,070	2,270	2,470
29	1,075	1,275	1,475	1,675	1,875	2,075	2,275	2,475
30	1,080	1,280	1,480	1,680	1,880	2,080	2,280	2,480
31	1,085	1,285	1,485	1,685	1,885	2,085	2,285	2,485
32	1,090	1,290	1,490	1,690	1,890	2,090	2,290	2,490
33	1,095	1,295	1,495	1,695	1,895	2,095	2,295	2,495
34	1,100	1,300	1,500	1,700	1,900	2,100	2,300	2,500
35	1,105	1,305	1,505	1,705	1,905	2,105	2,305	2,505
36	1,110	1,310	1,510	1,710	1,910	2,110	2,310	2,510
37	1,115	1,315	1,515	1,715	1,915	2,115	2,315	2,515
38	1,120	1,320	1,520	1,720	1,920	2,120	2,320	2,520
39	1,125	1,325	1,525	1,725	1,925	2,125	2,325	2,525
40	1,130	1,330	1,530	1,730	1,930	2,130	2,330	2,530

備考 この表は俸給が時間により定められる非常勤職員、臨時職員及び日雇職員に適用する。

別表 4 - 2

非常勤職員・臨時職員・日雇職員俸給表（二）

[単位：円]

級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	15級	16級
号俸	俸給時間額	俸給時間額	俸給時間額	俸給時間額	俸給時間額	俸給時間額	俸給時間額	俸給時間額
1	2,540	2,940	3,340	3,740	4,140	4,540	4,940	5,340
2	2,550	2,950	3,350	3,750	4,150	4,550	4,950	5,350
3	2,560	2,960	3,360	3,760	4,160	4,560	4,960	5,360
4	2,570	2,970	3,370	3,770	4,170	4,570	4,970	5,370
5	2,580	2,980	3,380	3,780	4,180	4,580	4,980	5,380
6	2,590	2,990	3,390	3,790	4,190	4,590	4,990	5,390
7	2,600	3,000	3,400	3,800	4,200	4,600	5,000	5,400
8	2,610	3,010	3,410	3,810	4,210	4,610	5,010	5,410
9	2,620	3,020	3,420	3,820	4,220	4,620	5,020	5,420
10	2,630	3,030	3,430	3,830	4,230	4,630	5,030	5,430
11	2,640	3,040	3,440	3,840	4,240	4,640	5,040	5,440
12	2,650	3,050	3,450	3,850	4,250	4,650	5,050	5,450
13	2,660	3,060	3,460	3,860	4,260	4,660	5,060	5,460
14	2,670	3,070	3,470	3,870	4,270	4,670	5,070	5,470
15	2,680	3,080	3,480	3,880	4,280	4,680	5,080	5,480
16	2,690	3,090	3,490	3,890	4,290	4,690	5,090	5,490
17	2,700	3,100	3,500	3,900	4,300	4,700	5,100	5,500
18	2,710	3,110	3,510	3,910	4,310	4,710	5,110	5,510
19	2,720	3,120	3,520	3,920	4,320	4,720	5,120	5,520
20	2,730	3,130	3,530	3,930	4,330	4,730	5,130	5,530
21	2,740	3,140	3,540	3,940	4,340	4,740	5,140	5,540
22	2,750	3,150	3,550	3,950	4,350	4,750	5,150	5,550
23	2,760	3,160	3,560	3,960	4,360	4,760	5,160	5,560
24	2,770	3,170	3,570	3,970	4,370	4,770	5,170	5,570
25	2,780	3,180	3,580	3,980	4,380	4,780	5,180	5,580
26	2,790	3,190	3,590	3,990	4,390	4,790	5,190	5,590
27	2,800	3,200	3,600	4,000	4,400	4,800	5,200	5,600
28	2,810	3,210	3,610	4,010	4,410	4,810	5,210	5,610
29	2,820	3,220	3,620	4,020	4,420	4,820	5,220	5,620
30	2,830	3,230	3,630	4,030	4,430	4,830	5,230	5,630
31	2,840	3,240	3,640	4,040	4,440	4,840	5,240	5,640
32	2,850	3,250	3,650	4,050	4,450	4,850	5,250	5,650
33	2,860	3,260	3,660	4,060	4,460	4,860	5,260	5,660
34	2,870	3,270	3,670	4,070	4,470	4,870	5,270	5,670
35	2,880	3,280	3,680	4,080	4,480	4,880	5,280	5,680
36	2,890	3,290	3,690	4,090	4,490	4,890	5,290	5,690
37	2,900	3,300	3,700	4,100	4,500	4,900	5,300	5,700
38	2,910	3,310	3,710	4,110	4,510	4,910	5,310	5,710
39	2,920	3,320	3,720	4,120	4,520	4,920	5,320	5,720
40	2,930	3,330	3,730	4,130	4,530	4,930	5,330	5,730

備考 この表は俸給が時間により定められる非常勤職員、臨時職員及び日雇職員に適用する。

正職員初任給基準表（一）

職 名	学 歴	初 任 給			
		俸 給 表	級	号俸	俸給月額（円）
保 育 士 介 護 士 生 活 相 談 員 児 童 指 導 員 生 活 支 援 員 調 理 員 技 術 員 事 務 員 そ の 他	大学卒	正職員俸給表	1	29	190,000
	短大卒	正職員俸給表	1	21	182,000
	高校卒	正職員俸給表	1	13	174,000

正職員初任給基準表（二）

職名	学歴	初任給			
		俸給表	級	号俸	俸給月額（円）
医師	新大6卒	正職員俸給表	6	12	423,000
歯科医師	新大6卒	正職員俸給表	6	12	423,000
薬剤師	大学4卒	正職員俸給表	2	14	225,000
管理栄養士	大学4卒	正職員俸給表	1	31	192,000
	短大2卒	正職員俸給表	1	23	184,000
栄養士	大学4卒	正職員俸給表	1	29	190,000
	短大2卒	正職員俸給表	1	21	182,000
臨床検査技師	大学4卒	正職員俸給表	2	14	225,000
	短大3卒	正職員俸給表	2	10	221,000
理学療法士	大学4卒	正職員俸給表	2	14	225,000
	短大3卒	正職員俸給表	2	10	221,000
作業療法士	大学4卒	正職員俸給表	2	14	225,000
	短大3卒	正職員俸給表	2	10	221,000
言語聴覚士	大学4卒	正職員俸給表	2	14	225,000
	短大3卒	正職員俸給表	2	10	221,000
臨床心理士	大学4卒	正職員俸給表	2	14	225,000
看護師	大学4卒	正職員俸給表	2	14	225,000
	短大3卒	正職員俸給表	2	10	221,000
准看護師	短大2卒	正職員俸給表	1	40	201,000
歯科衛生士	短大2卒	正職員俸給表	1	40	201,000

別表 7

嘱託職員初任給基準表

職 名	初 任 給			
	俸 給 表	級	号俸	俸給月額 (円)
全 職 種	嘱 託 職 員 俸 給 表	1	1	162,000

別表 8

非常勤職員・臨時職員・日雇職員初任給基準表 (一)

職 名	初 任 給			
	俸 給 表	級	号俸	俸給日額 (円)
全 職 種	非常勤職員・臨時職員俸給表 (一)	1	1	7,500

別表 9

非常勤職員・臨時職員・日雇職員初任給基準表 (二)

職 名	初 任 給			
	俸 給 表	級	号俸	俸給時間額 (円)
全 職 種	非常勤職員・臨時職員俸給表 (二)	1	1	935

就学年数調整表

学歴免許等の区分			調 整 年 数			
基準学歴区分	学歴区分	就学年数	大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
大学卒	博士課程終了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
	修士課程終了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
	旧大学院後期終了	22年	+6年	+8年	+10年	+13年
	旧大学院前期終了	20年	+4年	+6年	+8年	+11年
	旧大学院第1期終了	19年	+3年	+5年	+7年	+10年
	新大6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
	新大4卒	16年		+2年	+4年	+7年
	旧大卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
短大卒	短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
	短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
	旧専5卒	16年		+2年	+4年	+7年
	旧専4卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
	旧専3卒	14年	-2年		+2年	+5年
	準専2卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校卒	新高4卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
	新高3卒	12年	-4年	-2年		+3年
	旧中5卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
	旧中4卒	10年	-6年	-4年	-2年	+1年
中学卒	新高1卒	10年	-6年	-4年	-2年	+1年
	新中卒	9年	-7年	-5年	-3年	
	高小卒	8年	-8年	-6年	-4年	-1年
	小学卒	6年	-10年	-8年	-6年	-3年

経験年数換算表

経	歴	換 算 率
社会福祉施設の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	60%以下
	その他の期間	40%以下
その他の期間	医療、教育に関する職務等特殊の知識、技能又は資格を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	50%以下
	技能、労働等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	40%以下
	その他の期間	30%以下

備考 他の職員との均衡を著しく失う場合は、換算率を増減する。

標準職務表

区 分	職 名	適 用 俸 給 表	適 用 等 級
管 理 職	施 設 長	正 職 員 俸 給 表	6 級12号俸以上
	次 長	正 職 員 俸 給 表	3 級44号俸以上
	部 所 長	正 職 員 俸 給 表	3 級 2 号俸以上
	課 長	正 職 員 俸 給 表	2 級38号俸以上
	課 長 補 佐	正 職 員 俸 給 表	2 級21号俸以上
そ の 他 の 正 職 員	正 職 員 俸 給 表	1 級 1 号俸以上	

正職員期末手当支給表

支給額算出方法		支給額 = 俸給 × 支給率			
		※ 俸給の額は算定期間最終月の額とする			
6 月 支 給		12 月 支 給		3 月 支 給	
在職期間	支給率	在職期間	支給率	在職期間	支給率
全 期 間	1.00	全 期 間	1.50	全 期 間	0.30
60日以上 全日未満	0.75	150日以上183日未満 ----- 120日以上150日未満	1.31 ----- 1.12	59日以上全日未満 (閏年の場合は) 60日以上全日未満	0.22
30日以上 60日未満	0.50	90日以上120日未満 ----- 60日以上 90日未満	0.93 ----- 0.75	28日以上59日未満 (閏年の場合は) 29日以上60日未満	0.15
30日未満	0.25	30日以上 60日未満 ----- 30日未満	0.56 ----- 0.37	28日未満 (閏年の場合は) 29日未満	0.07

備考

- 1 休職の期間、育児休業の期間及び介護休業の期間は在職期間より除く。
- 2 休職の期間、育児休業の期間及び介護休業の期間が全期間に及ぶ者には期末手当は支給しない。

嘱託職員期末手当支給表

支給額算出方法		支給額 = 俸給 × 支給率			
		※ 俸給の額は算定期間最終月の額とする			
6 月 支 給		12 月 支 給		3 月 支 給	
在 職 期 間	支 給 率	在 職 期 間	支 給 率	在 職 期 間	支 給 率
全 期 間	0.50	全 期 間	1.00	全 期 間	0.30
60日以上 全日未満	0.37	150日以上183日未満 120日以上150日未満	0.87 0.75	59日以上全日未満 (閏年の場合は) 60日以上全日未満	0.22
30日以上 60日未満	0.25	90日以上120日未満 60日以上 90日未満	0.62 0.50	28日以上59日未満 (閏年の場合は) 29日以上60日未満	0.15
30日未満	0.12	30日以上 60日未満 30日未満	0.37 0.25	28日未満 (閏年の場合は) 29日未満	0.07

備考

- 1 休職の期間、育児休業の期間及び介護休業の期間は在職期間より除く。
- 2 休職の期間、育児休業の期間及び介護休業の期間が全期間に及ぶ者には期末手当は支給しない。
- 3 4月1日において継続雇用された者の在職期間は当初より算定する。

正職員勤勉手当支給表

支給額算出方法		支給額 = 俸給 × 支給率	
		※ 俸給の額は算定期間最終月の額とする	
6 月 支 給		12 月 支 給	
給与無支給期間	支給率	給与無支給期間	支給率
1日未満	1.00	1日未満	1.00
1日以上 5日未満	0.95	1日以上 5日未満	0.95
5日以上 10日未満	0.90	5日以上 10日未満	0.90
10日以上 15日未満	0.80	10日以上 15日未満	0.80
15日以上 20日未満	0.70	15日以上 20日未満	0.70
20日以上 25日未満	0.60	20日以上 25日未満	0.60
25日以上 48日未満	0.50	25日以上 48日未満	0.50
48日以上 72日未満	0.40	48日以上 72日未満	0.40
72日以上 96日未満	0.30	72日以上 96日未満	0.30
96日以上 120日未満	0.20	96日以上 120日未満	0.20
120日以上	0.10	120日以上	0.10

備考

- 1 給与無支給期間が全期間の場合、勤勉手当は支給しない。
- 2 給与無支給期間に労災休暇が含まれ、支給額が減額された場合、労災休暇で減額された額については、就業規則により休業補償として支給する。

嘱託職員勤勉手当支給表

支給額算出方法		支給額 = 俸給 × 支給率	
		※ 俸給の額は算定期間最終月の額とする	
6 月 支 給		12 月 支 給	
給与無支給期間	支給率	給与無支給期間	支給率
1 日 未 満	1.00	1 日 未 満	1.00
1 日 以 上 5 日 未 満	0.95	1 日 以 上 5 日 未 満	0.95
5 日 以 上 10 日 未 満	0.90	5 日 以 上 10 日 未 満	0.90
10 日 以 上 15 日 未 満	0.80	10 日 以 上 15 日 未 満	0.80
15 日 以 上 20 日 未 満	0.70	15 日 以 上 20 日 未 満	0.70
20 日 以 上 25 日 未 満	0.60	20 日 以 上 25 日 未 満	0.60
25 日 以 上 48 日 未 満	0.50	25 日 以 上 48 日 未 満	0.50
48 日 以 上 72 日 未 満	0.40	48 日 以 上 72 日 未 満	0.40
72 日 以 上 96 日 未 満	0.30	72 日 以 上 96 日 未 満	0.30
96 日 以 上 120 日 未 満	0.20	96 日 以 上 120 日 未 満	0.20
120 日 以 上	0.10	120 日 以 上	0.10

備考

- 1 4月1日より継続雇用されている場合、在職期間は当初より算定する。
- 2 給与無支給期間が全期間の場合、勤勉手当は支給しない。
- 3 給与無支給期間に労災休暇が含まれ、支給額が減額された場合、労災休暇で減額された額については、就業規則により休業補償として支給する。

非常勤職員・臨時職員・日雇職員勤勉手当支給表

支 給 額 算 出 方 法			
$\text{6月支給額} = \frac{\text{1月支給から6月支給までの俸給合計額}}{\text{支給月数}} \times \text{支給率}$			
$\text{12月支給額} = \frac{\text{7月支給から12月支給までの俸給合計額}}{\text{支給月数}} \times \text{支給率}$			
6 月 支 給		12 月 支 給	
在 職 期 間	支 給 率	在 職 期 間	支 給 率
全 期 間	1.00	全 期 間	1.00
151日以上182日未満	0.87	153日以上183日未満	0.87
120日以上151日未満	0.75	122日以上153日未満	0.75
92日以上120日未満	0.62	91日以上122日未満	0.62
61日以上 92日未満	0.50	61日以上 91日未満	0.50
31日以上 61日未満	0.37	30日以上 61日未満	0.37
31日未満	0.25	30日未満	0.25

備考

- 1 4月1日より継続雇用されている場合、在職期間は当初より算定する。
- 2 休職の期間、育児休業の期間及び介護休業の期間は在職期間より除く。
- 3 在職期間中に労災休暇で支給されなかった俸給がある場合、支給された場合の支給額との差額については、就業規則により休業補償として支給する。

別表18

正職員・嘱託職員処遇改善手当支給表

この手当は、介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加算（以下、「加算」という。）に基づき、それぞれの事業により受領した加算金を、それぞれ次の計算式で算出し、多い方の額を支給する。

支給日	支給額算出方法
6月20日	$\text{支給額} = \frac{\text{一人当たり加算金}}{1 + \text{法定福利費料率}} - 302,400\text{円}$
	$\text{※ 一人当たり加算金 (法定福利費を含む)} = \frac{\text{6月～翌年5月加算金受領額}}{\text{事業別処遇改善加算対象職員数}}$

備考

- 1 事業別処遇改善対象職員数の算出日は、各算定期間の最終日とする。
- 2 法定福利費は、健康保険、厚生年金保険、子ども・子育て拠出金、労災保険及び雇用保険とする。
- 3 一人当たりの加算額及び支給額の算出において1円未満の端数が生じた場合は、それぞれ切り上げるものとする。

別表19

非常勤職員・臨時職員・日雇職員処遇改善手当支給表

(支給金額算出方法)

$$\text{支給額} = \text{別表18で算出した支給額} \times \text{支給率}$$

$$\text{※支給率} = \frac{\text{算定期間中の実労働時間数}}{\text{算定期間中の正職員所定労働時間数}}$$

備考

- 1 算定期間中の労働時間数には、年次有給休暇、特別有給休暇、労災休暇及び所定外労働の時間数も含めるものとする。
- 2 算定期間中の正職員所定労働時間数は、就業規則第31条第1項第1号の所定労働時間数とする。
- 3 支給率の算出において小数点第2位未満の端数が生じた場合は、小数点第2位未満を切り上げるものとする。ただし、支給率は、1.0を上限とする。

正職員・嘱託職員処遇改善手当額表

所属事業所	職名	手当月額
子鹿医療療育センター 子鹿障害児(者)通所支援事業所ウイズワン 児童発達支援センターバンビ	療育課長 支援課長 療育課長補佐 保育士 児童指導員 看護部長(夜間勤務従事) 看護課長(夜間勤務従事) 看護課長補佐(夜間勤務従事) 看護師(夜間勤務従事) 准看護師(夜間勤務従事)	3,000円
	上記以外の職員	2,000円
三次アカデミー日中一時支援事業所	全ての職員	2,000円
子鹿障害児等療育支援事業所	全ての職員	2,000円
ともえ学園	支援部長 支援課長 生活支援員	4,500円
	上記以外の職員	3,500円
特別養護老人ホームこじか荘 こじか荘通所介護事業所	介護部長 介護課長 介護士 看護課長(夜間勤務従事) 看護師(夜間勤務従事) 准看護師(夜間勤務従事)	3,000円
	上記以外の職員	2,000円
こじか荘居宅介護支援事業所	全ての職員	2,000円
ともえ会事務局	全ての職員	2,000円

備考

- 1 職名欄に記載の職名を兼務している職員についても同様に支給する。
- 2 看護部長、看護課長、看護師、准看護師が夜間勤務に従事しなかった月は、所属事業所の上記以外の職員の手当を支給する。

正職員・嘱託職員処遇改善手当額表 2

所属事業所	職名・職務名	所持資格	手当月額	
子鹿医療療育センター	療育課長 療育課長補佐 児童指導員	介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士	11,000円 ※1	
		保育士	3,000円 ※1	
		なし	3,000円 ※1	
	保育士	介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士	11,000円 ※1	
		なし	3,000円 ※1	
	看護部長（夜間勤務従事） 看護課長（夜間勤務従事） 看護課長補佐（夜間勤務従事） 看護師（夜間勤務従事） 准看護師（夜間勤務従事）	介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士	11,000円	
		なし	3,000円	
	子鹿障害児(者)通所支援 事業所ウイズワン	支援課長 児童指導員	介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士	11,000円
			保育士	3,000円
なし			3,000円	
保育士		介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士	11,000円	
		なし	3,000円	
児童発達支援センターバンビ	支援課長 児童指導員	介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士	11,000円	
		保育士	3,000円	
		なし	3,000円	
	保育士	介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士	11,000円	
		なし	3,000円	

所属事業所	職名・職務名	所持資格	手当月額
ともえ学園	支援部長 支援課長 生活支援員	介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士	9,500円
		なし	1,500円
特別養護老人ホームこじか荘 こじか荘通所介護事業所	介護部長 介護課長 介護士	介護福祉士	8,000円
		なし	2,000円
	看護課長（夜間勤務従事） 看護師（夜間勤務従事） 准看護師（夜間勤務従事）	介護福祉士	8,000円
		なし	2,000円

備考

- 1 職名・職務名欄に記載の職名を兼務している職員についても同様に支給する。
ただし、複数の区分に該当する職員の手当月額は、いずれか高い方を支給する。
- 2 月の中途において要件を満たした職員、または満たさなくなった職員は、翌月1日から区分を変更する。
- 3 月の中途において採用された職員については、採用日を支給基準日とする。
- 4 看護部長、看護課長、看護課長補佐、看護師、准看護師が夜間勤務に従事しなかった月は、正職員・嘱託職員処遇改善手当額表2に基づく当該手当を支給しない。
- 5 ※1は、看護補助者処遇改善事業補助金による賃金改善月額1,500円を含む。

非常勤職員・臨時職員・日雇職員処遇改善手当額

(処遇改善手当額の算出方法)

$$\begin{aligned} \text{処遇改善手当額} &= (\text{別表20の処遇改善手当額} + \text{別表21の処遇改善手当額}) \\ &\quad \times \text{支給率} \\ \text{支給率} &= \frac{\text{給与の算定期間中の実労働時間数}}{\text{給与の算定期間中の正職員所定労働時間数}} \end{aligned}$$

備考

- 1 給与算定期間中の労働時間数には、年次有給休暇、特別有給休暇、労災休暇及び所定外労働時間数も含めるものとする。
- 2 支給率の算出において、小数点第2位未満に端数が生じた場合は、小数点第2位未満を切り上げるものとする。ただし、支給率は、1.0を上限とする。

正職員・嘱託職員特定処遇改善手当額表

所属事業所	職名・職務名	所持資格	経験年数	手当月額
子鹿医療療育センター	療育課長 療育課長補佐 保育士 児童指導員 看護部長（夜間勤務従事） 看護課長（夜間勤務従事） 看護課長補佐（夜間勤務従事） 看護師（夜間勤務従事） 准看護師（夜間勤務従事）	介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士 保育士	10年以上	20,000円
			10年未満	5,000円
		なし	不問	5,000円
	臨床心理士 サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者		10年以上	20,000円
			10年未満	5,000円
	上記以外の職員		不問	2,000円
	子鹿障害児(者)通所支援事業所 ウイズワン	支援課長 保育士 児童指導員	介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士 保育士	10年以上
10年未満				5,000円
なし			不問	5,000円
サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者			10年以上	20,000円
			10年未満	5,000円
上記以外の職員			不問	2,000円
児童発達支援センターバンビ	支援課長 保育士 児童指導員	介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士 保育士	10年以上	20,000円
			10年未満	5,000円
		なし	不問	5,000円
	児童発達支援管理責任者		10年以上	20,000円
			10年未満	5,000円
	上記以外の職員		不問	2,000円
三次アカデミー日中一時支援事業所	全ての職員		不問	2,000円
子鹿障害児等療育支援事業所	全ての職員		不問	2,000円

所属事業所	職名・職務名	所持資格	経験年数	手当月額
ともえ学園	支援部長 支援課長 生活支援員	介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士 保育士	10年以上	20,000円
			10年未満	5,000円
		なし	不問	5,000円
	サービス管理責任者	/	10年以上	20,000円
			10年未満	5,000円
	上記以外の職員	/	不問	2,000円
特別養護老人ホームこじか荘	介護部長 介護課長 介護士 看護課長（夜間勤務従事） 看護師（夜間勤務従事） 准看護師（夜間勤務従事）	介護福祉士	10年以上	22,000円
			10年未満	8,000円
	なし	不問	8,000円	
	上記以外の職員	/	不問	2,000円
こじか荘通所介護事業所	介護課長 介護士	介護福祉士	10年以上	22,000円
			10年未満	8,000円
	なし	不問	8,000円	
	上記以外の職員	/	不問	2,000円
こじか荘居宅介護支援事業所	全ての職員	/	不問	2,000円
ともえ会事務局	全ての職員	/	不問	2,000円

備考

- 1 職名・職務名欄に記載の職名を兼務している職員についても同様に支給する。
- 2 経験年数は、社会福祉施設（事業）や医療機関等での経験年数を通算する。
- 3 月の中途において要件を満たした職員、または満たさなくなった職員は、翌月1日から区分を変更する。
- 4 月の中途において採用された職員については、採用日を支給基準日とする。
- 5 看護部長、看護課長、看護師、准看護師が夜間勤務に従事しなかった月は、所属事業所の上記以外の職員の手当を支給する。

非常勤職員・臨時職員・日雇職員特定処遇改善手当額

(特定処遇改善手当額算出方法)

$$\text{特定処遇改善手当額} = \text{別表23の特定処遇改善手当月額} \times \text{支給率}$$
$$\text{支給率} = \frac{\text{給与の算定期間中の実労働時間数}}{\text{給与の算定期間中の正職員所定労働時間数}}$$

備考

- 1 月の中途において要件を満たした職員、または満たさなくなった職員は、翌月1日から区分を変更する。
- 2 月の中途において採用された職員については、採用日を支給基準日とする。
- 3 給与算定期間中の労働時間数には、年次有給休暇、特別有給休暇、労災休暇及び所定外労働の時間数も含めるものとする。
- 4 給与の算定期間中の正職員所定労働時間数は、就業規則第31条第1項第1号の所定労働時間数とする。
- 5 支給率の算出において、小数点第2位未満に端数が生じた場合は、小数点第2位未満を切り上げるものとする。ただし、支給率は、1.0を上限とする。